

水道料金審議資料 (第1回)

水道事業の特色

- 地方公営企業
- 料金決定の原則

水道事業の料金制度

- 料金制度の概要
- 中核市との比較
- 県内市との比較

水道事業の状況

- 事業の現況
- 水道事業の年間の収支
- 水道事業の収支の推移
- 使用水量の推移
- 企業債の状況
- 施設の将来見込み
- 平成26年度料金改定
- 水道事業の状況のまとめ



水道事業の特色（地方公営企業）

地方公営企業

■水道事業は「地方公営企業」

※地方公営企業とは、地方公共団体（岐阜市）が住民の福祉の増進を目的として経営する「企業」

■下水道事業については、地方公共団体の判断により、**条例にて適用**（岐阜市の下水道事業は「地方公営企業」）

企業経営の基本原則

■財務会計

企業会計方式にて経理処理。事業運営の**経費は料金収入を柱とする「受益者負担」で賄うのが原則。**

■経営組織

企業管理者制度により、管理者に大きな権限が与えられ、機動的な企業経営を行う。

水道事業の特色（地方公営企業）

独立採算制

- 岐阜市は**水道事業、下水道事業ともに公営企業**で運営しており、事業運営は、利用者からの料金収入により運営費用を賄う「**独立採算制**」。
- 原則として「**税金**」は使われない。

事業運営の資金

- 施設の建設や管路の布設に、多額の資金が必要。**資金調達**の手段として、**企業債を発行**し、財源を確保。
- **事業効果は、将来にわたって及ぶもの**。企業債の償還を利用者からの料金収入をもとに、長期に渡り返済し、「**世代間の負担の公平性**」を図っている。

水道事業の特色（料金決定の原則）

水道料金はサービスの対価

水道サービス
(安全な水道水を安定供給)

岐阜市

利用者

水道料金の決定原則

水道料金（事業運営の原資）

地方公営企業法第21条第2項

公正妥当

適正な原価を基礎

健全運営の確保

水道法第14条第2項

適正な原価に照らし公正・妥当

定率・定額で明確に設定

不当な差別的取扱いの禁止

※ 法令に決定の原則が示され、各自治体が料金水準を設定

水道事業の状況（事業の現況）

平成27年度決算見込み

収入額（水道料金など）

■ 水道料金 約52.6億円

※建設改良等事業投資は約22.5億円（水道管の更新等）

給水戸数及び普及率

■ 給水戸数 約14万8千戸

■ 水道普及率 85.6%

配水量及び有収水量

■ 配水量 約5千3百万 m^3

■ 有収水量（料金収入となった水量） 約3千9百万 m^3

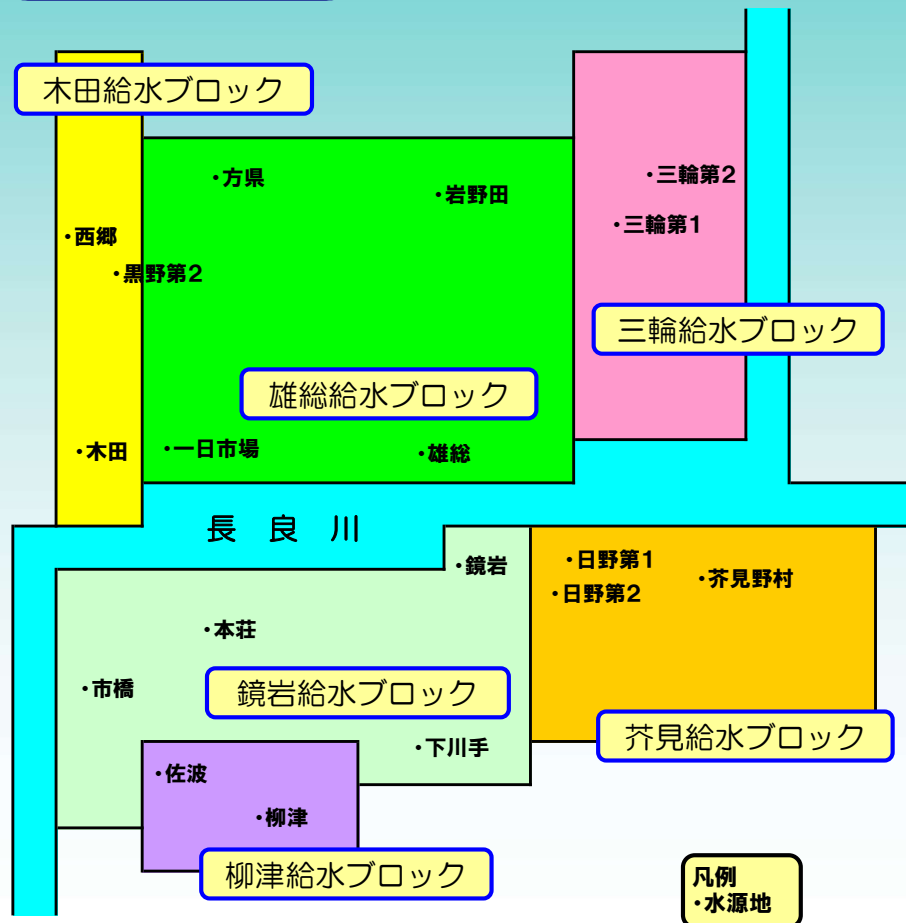
■ 有収率 約74.7%

職員数

■ 94名（昭和62年度がピークで156名）

水道事業の状況（事業の現況）

水道区域図



平成27年度末の状況

■6つの給水ブロック

■18カ所の水源地

■水源は、地下水

※雄総、鏡岩水源地は伏流水。
その他は深井戸

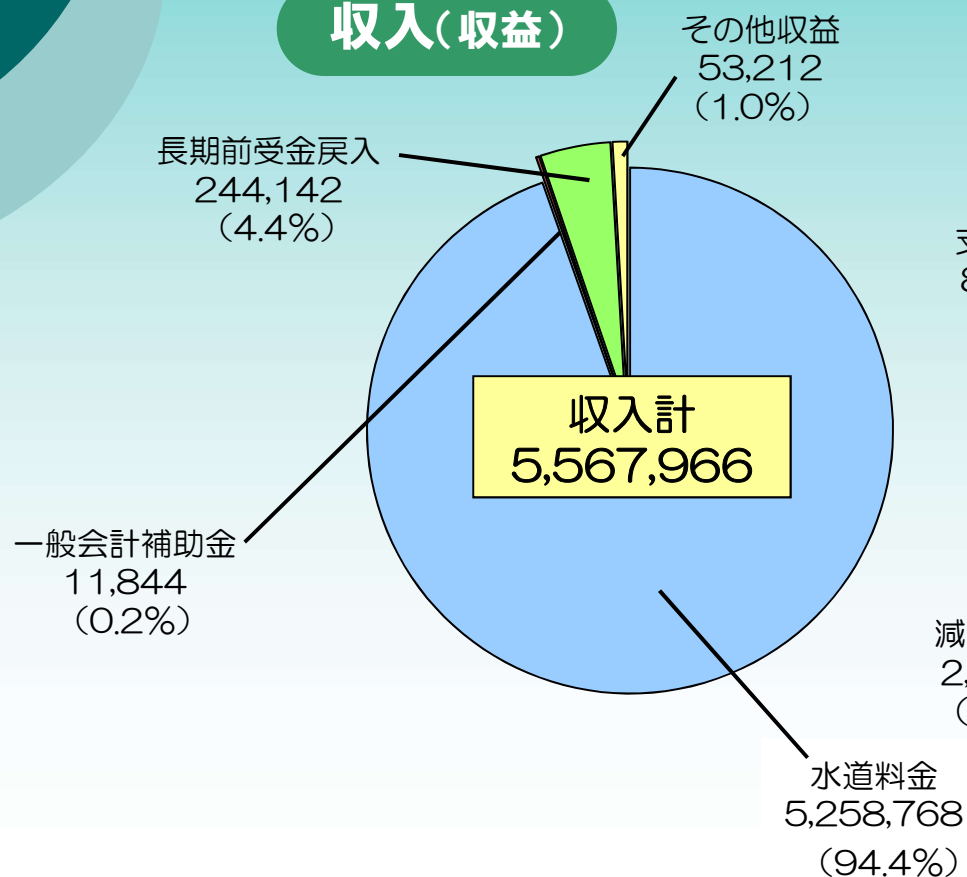
■水道管総延長
2,364km

水道事業の状況（水道事業の年間の収支）

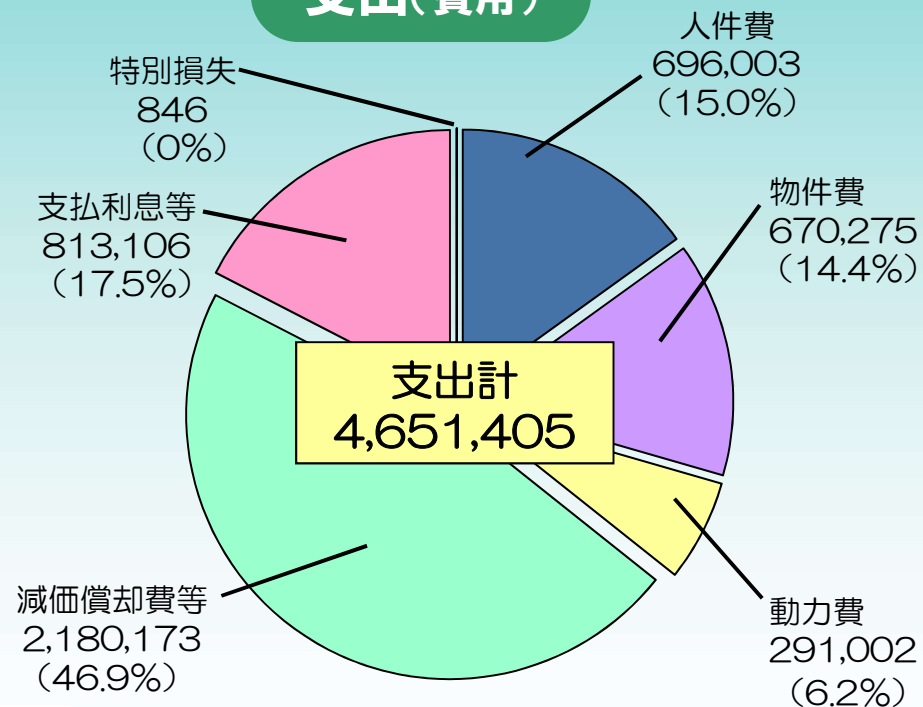
平成27年度の収支状況見込み(税抜き)

単位：千円

収入(収益)

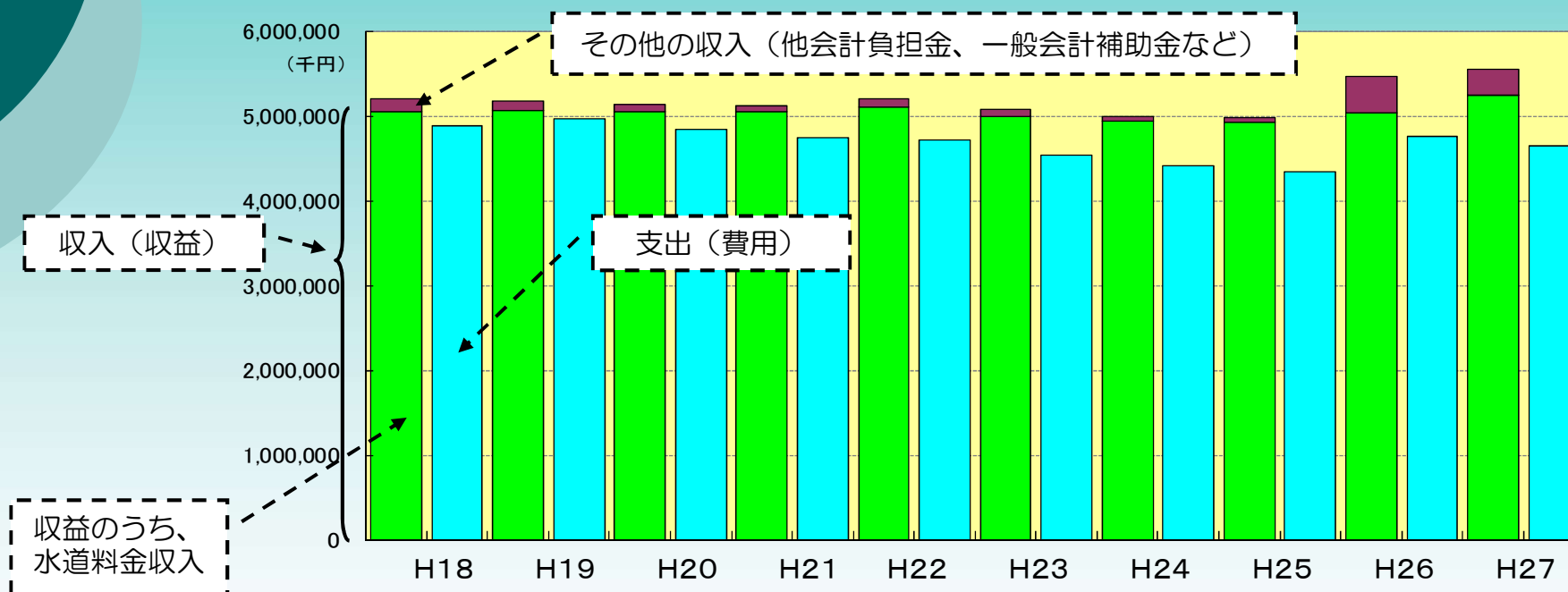


支出(費用)



水道事業の状況（水道事業の収支の推移）

過去10年間の「総収入」、「料金収入」、「費用」の推移

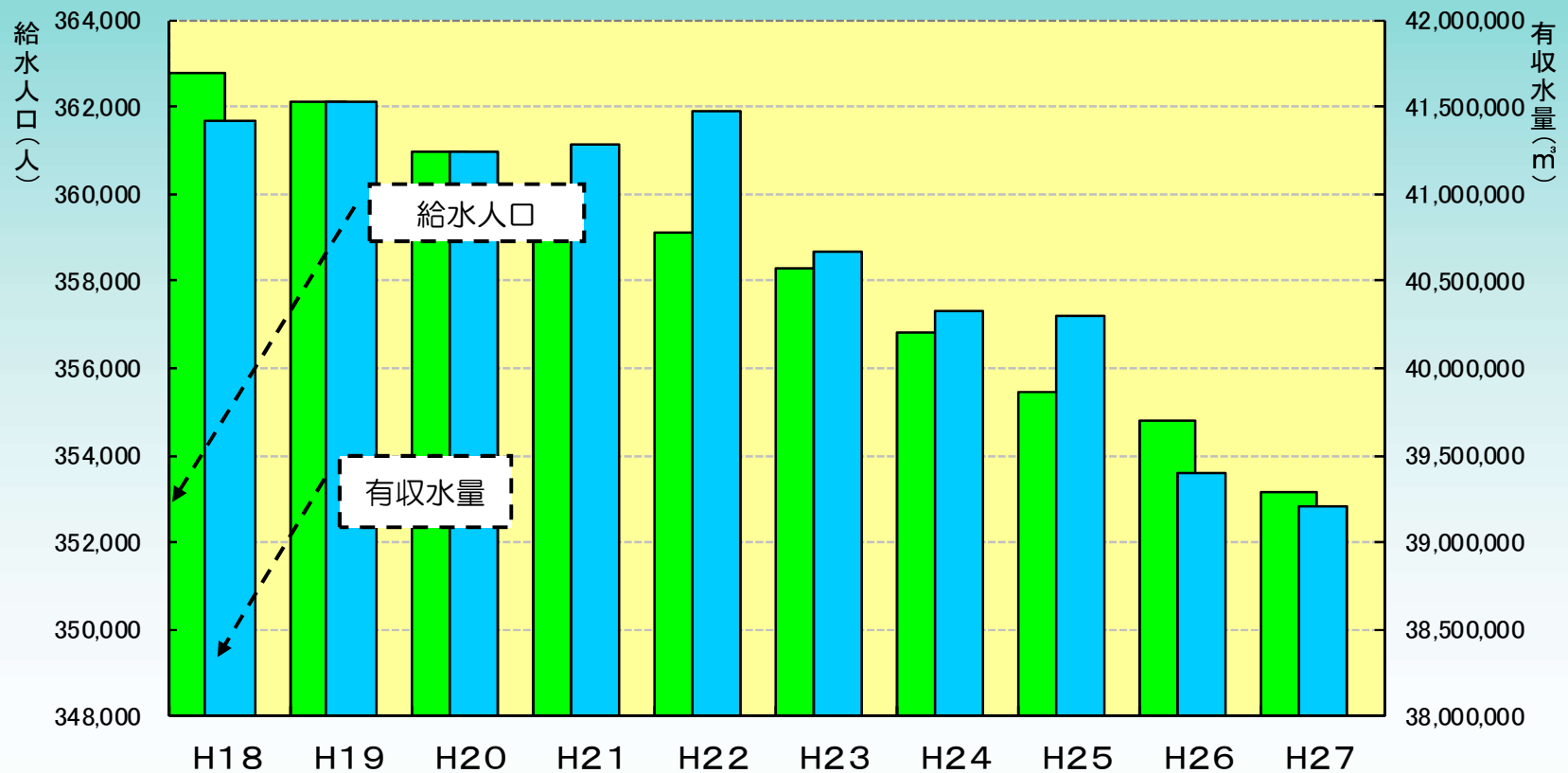


- ・料金収入は、平成25年度までほぼ横ばい。費用（人件費等）を抑制し、利益を確保。
- ・平成26年度に14年ぶりとなる料金改定を実施し、料金収入が増加。

※平成26・27年度「その他の収入」には会計制度の変更によるもの（長期前受金戻入）を含む。
 なお、これに対応する「支出」も増加している。

水道事業の状況（使用水量の推移）

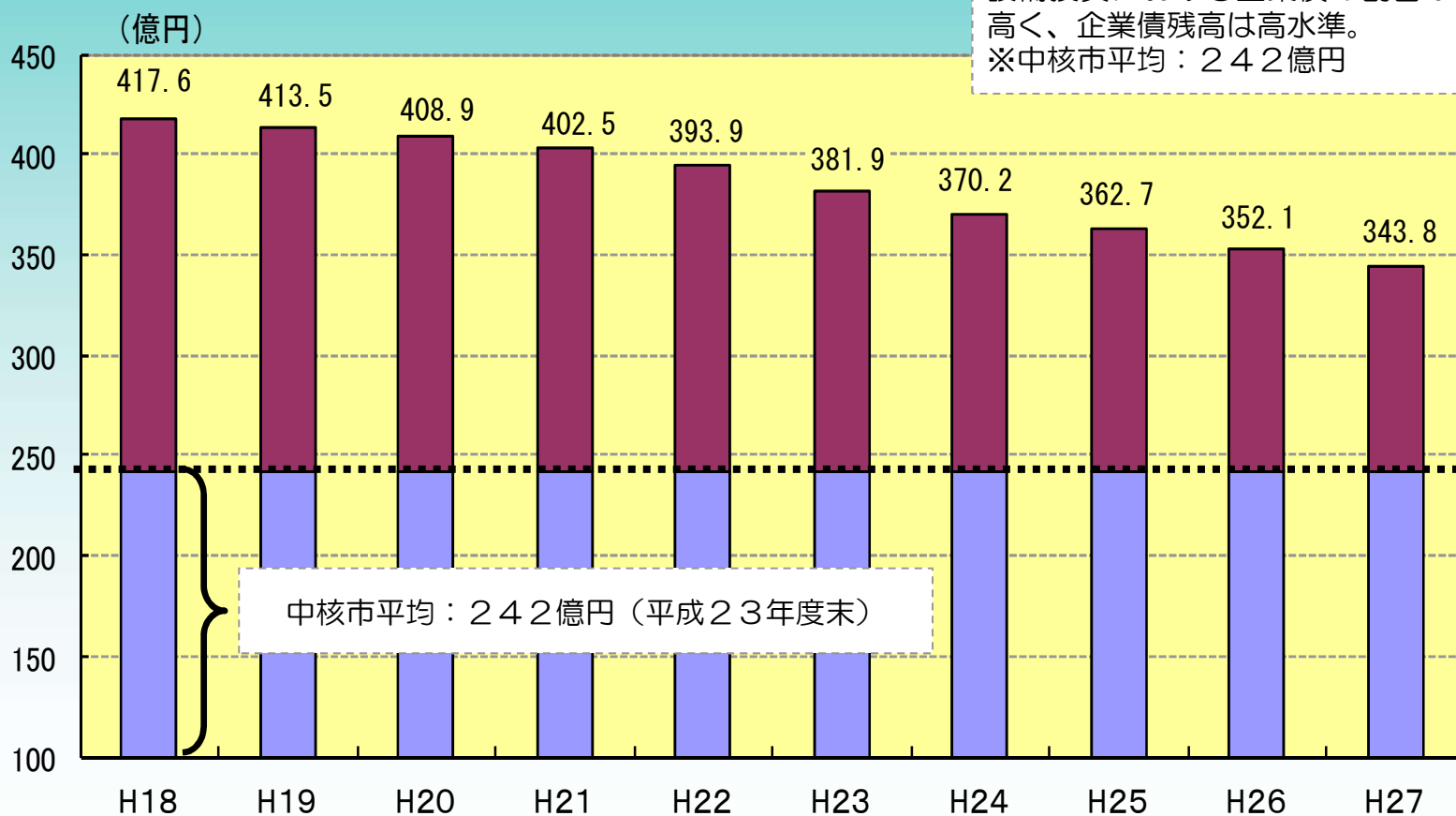
過去10年間の給水人口及び有収水量



※「給水人口」「有収水量」とともに、減少傾向。

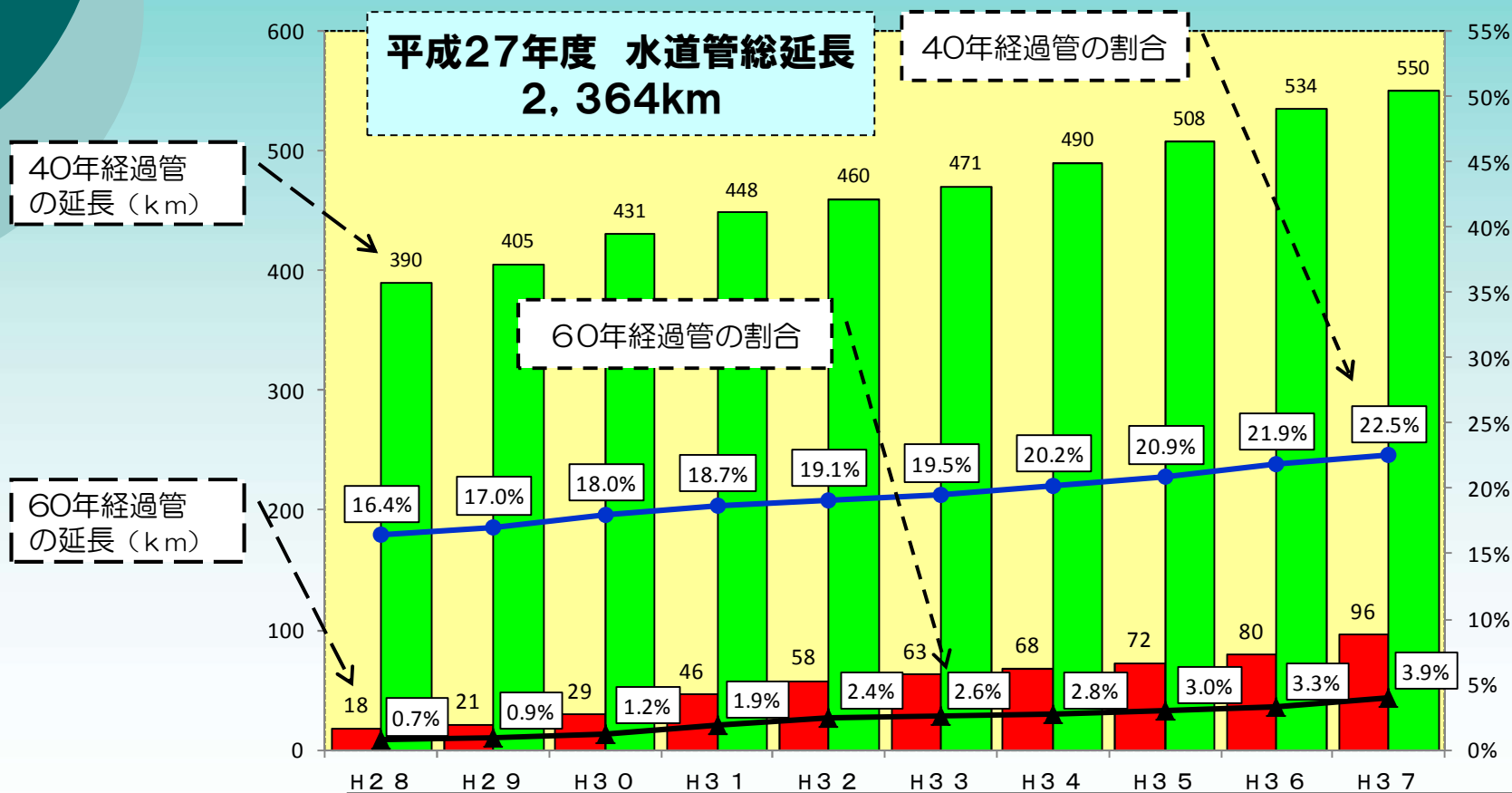
水道事業の状況（企業債の状況）

企業債残高の推移



水道事業の状況（水道施設の将来の見込み）

今後の老朽化する水道管の延長と総延長に対する割合



※更新投資の継続により、老朽管の大幅な増加は回避できる見込み。

水道事業の状況

(平成26年度料金改定)

料金改定について

- 平成26年10月検針分から適用
- 平均改定率**9.47%**
- 一般家庭3人世帯(税込)1月22 m³使用(平成24年度平均値)
改定前2,602 円⇒改定後2,865 円(263 円増)

公営企業経営審議会からの答申について

- 料金算定期間は、平成26～28年度までの3年間。
- 安心、安全、かつ安定した事業継続を保証するに足る**施設設備を将来にわたり「維持」、「更新」、「管理」**するために**年平均24億円程度の計画的投資**を継続すること。
- 企業債償還金の増加を抑制し、自己資金による財源確保によって安定した事業運営を実現し、**企業債に過度に依存した事業運営からの脱却**を図るために、平均改定率**9.47%の料金増額改定**を行うこと。

水道事業の状況

(水道事業の状況のまとめ)

収支の推移

- 収益の94%超が料金収入。
- 利益確保の取組として費用の削減に加え、平成26年度に料金改定を実施。
- 財源としては増加。

使用水量の推移

- 「給水人口」「有収水量」とともに、減少傾向。

企業債の状況

- 残高は中核市平均より多い。

水道管の将来見込み

- 水道管の老朽化に対応するため、維持・更新への継続的な投資は必要。

今後の見通し

■ 人口減少や節水型社会の進展により、有収水量は減少傾向。(8ページ)

■ 料金改定により、有収水量の減少に伴う減収を補う。(11ページ)

■ 企業債残高は、比較的高水準だが、今後は縮減が進む。(9ページ)

■ 施設の老朽化に対応し、維持・更新への投資は継続。(10ページ)

水道事業の料金制度（料金制度の概要）

料金体系の大別

用途別

口径別

用途・口径別併用

基本料金・従量料金の組立

基本料金

従量料金（超過料金）

基本水量なし

基本水量あり

単一型

逡増型

逡減型

■基本水量制
・一定水量まで使用量に関わらず定額
・公衆衛生上の観点や料金の低廉化を図るために導入

■単一型
使用水量あたりの料金が同額
■逡増型・逡減型
使用量が多ければ多いほど1 m³あたりの金額が高くなるのが逡増型、反対に安くなるのが逡減型

※青地に白文字が岐阜市の料金体系等

水道事業の料金制度（料金制度の概要）

料金体系の大別（出典：水道料金表 日本水道協会編）

用途別

- 「水道水を使う目的」により区分し、料金を算定
※例えば、「家事用」「学校用」「公衆浴場用」など
- 全国1, 274水道事業体のうち、**415事業体**が採用
- 中核市42市のうち、**7市**が採用

口径別

- 「一度に水道水をどのくらい使うか」により区分し、料金を賦課
- 全国1, 274水道事業体のうち、**721事業体**が採用
- 中核市42市のうち、**35市**が採用

- 岐阜市は、「第1種：家事用」「第2種：学校等用」「第3種：公衆浴場用」「第4種：その他」の**用途別料金体系を基本**に、「第4種：その他」に**口径別料金体系**を採用。

水道事業の料金制度（料金制度の概要）

基本料金・従量料金の組立（出典：水道料金表 日本水道協会編）

基本水量

- 一定水量を「**基本料金**」に含む料金区分。公衆衛生上の観点や料金の低廉化を図るために導入
- 全国1, 274水道事業体のうち、**953事業体**が採用
- 中核市42市のうち、**15市**が採用

逓増型・逓減型・単一型

- 使用量が多ければ、1 m^3 あたりの金額が**高くなる**のが「**逓増型**」
- 使用量が多ければ、1 m^3 あたりの金額が**低くなる**のが「**逓減型**」
- 使用量にかかわらず、1 m^3 あたりの金額が**同じ**なのが「**単一型**」
- 全国1, 274水道事業体のうち、**逓増型は857事業体、逓減型は8事業体、単一型は409事業体。**
- 中核市42市のうち、**逓増型は41市、単一型は1市。**

水道事業の料金制度（料金制度の概要）

岐阜市の水道料金の体系

| | | 2部料金制(基本料金+従量料金) | |
|------------|-----------------------------------|----------------------------------|---|
| | | 基本料金 | 従量料金 |
| 用途別料金体系 | 【第1種】家事用 | 【基本水量なし】 685円 | 10m ³ まで 1m ³ につき5円 10m ³ を超える分 1m ³ につき154円 |
| | 【第2種】学校、幼稚園、保育所用 | 【50m ³ まで】 3,675円 | 1m ³ につき154円 |
| | 【第3種】公衆浴場用 | 【50m ³ まで】 1,840円 | 1m ³ につき50円 |
| | 【第4種】第1種～第3種に 該当しないもの | 口径別料金体系 | |
| 13、20、25ミリ | | 【基本水量なし】 685円 | 10m ³ まで 1m ³ につき5円 10m ³ を超える分 1m ³ につき154円 |
| 40ミリ | | 【20m ³ まで】 2,275円 | 1m ³ につき154円 |
| 50ミリ | | 【40m ³ まで】 5,355円 | |
| 75ミリ | | 【80m ³ まで】 11,515円 | |
| 100ミリ | 【160m ³ まで】 23,835円 | | |
| 150ミリ | 【380m ³ まで】 57,715円 | | |

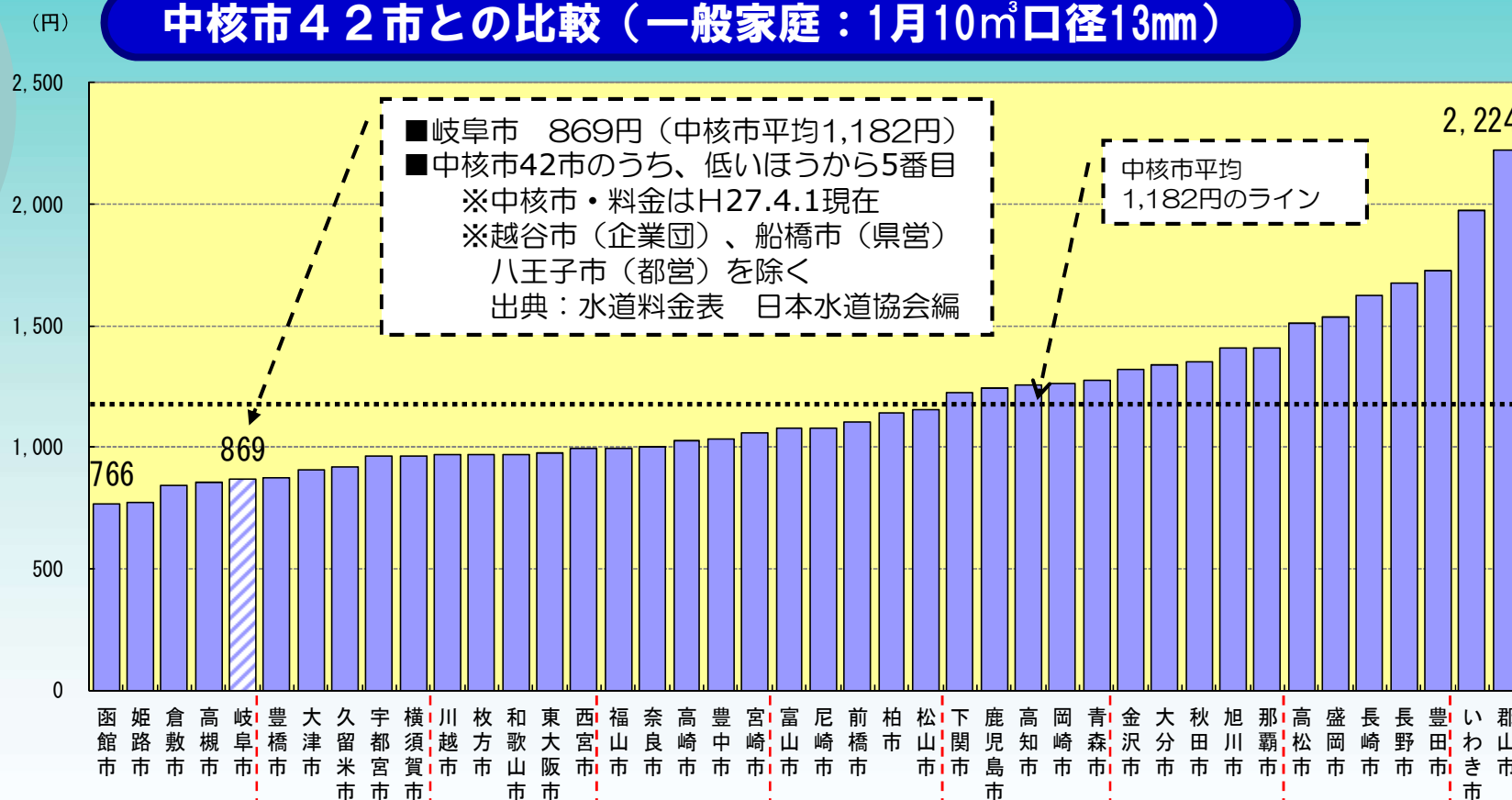
何に使うか

どのくらい
使うか

従量料金逓増型
基本水量なし

水道事業の料金制度（中核市との比較）

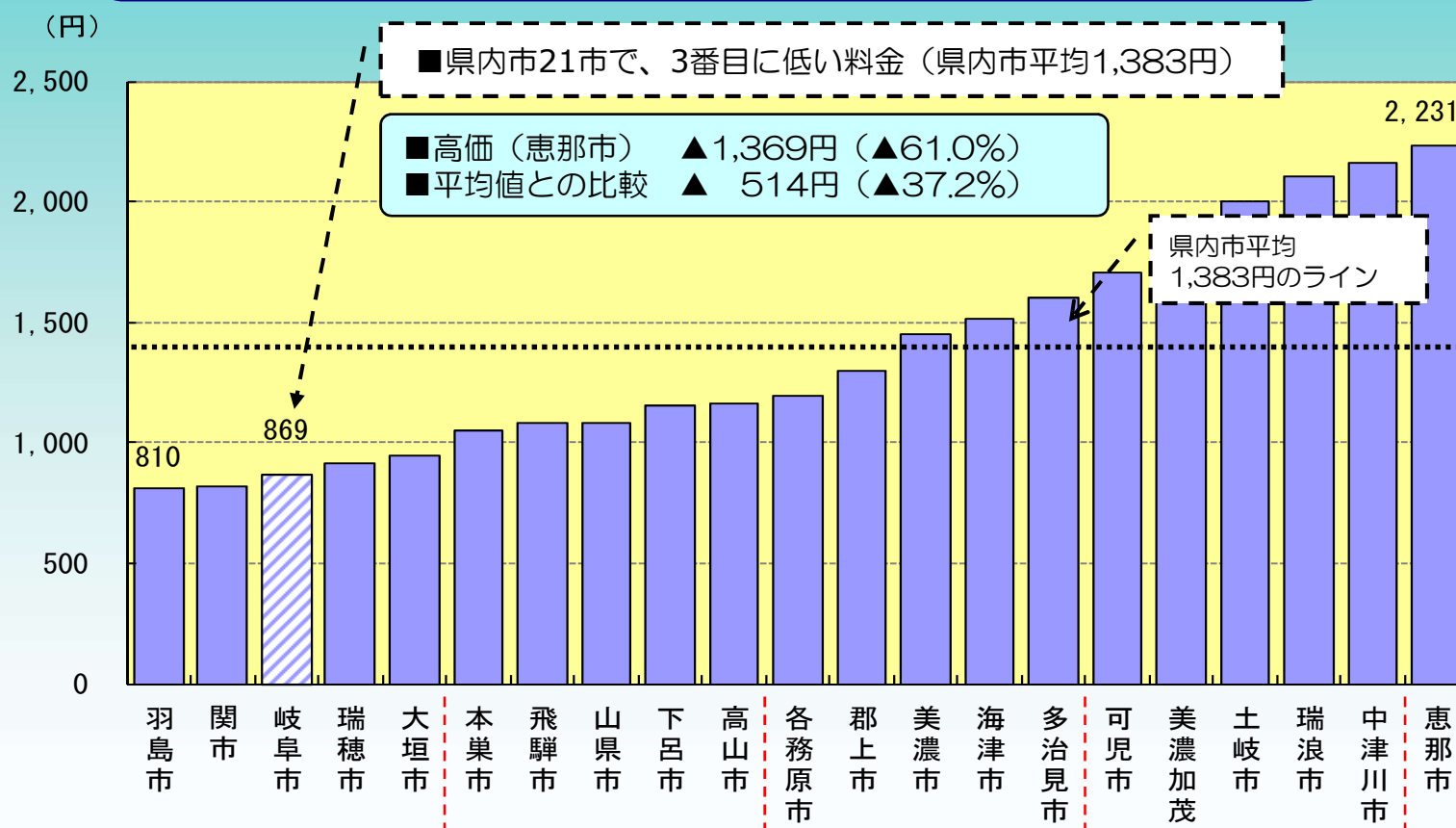
中核市42市との比較（一般家庭：1月10m³口径13mm）



■安価（函館市） + 103円（+13.4%）
 ■高価（郡山市） ▲1,355円（▲60.9%）
 ■平均値との比較 ▲ 313円（▲26.5%）

水道事業の料金制度（県内市との比較）

県内市21市との比較（一般家庭：1月10m³口径13mm）



※中核市、県内市と比較して、料金水準は低い。